

こども基本法は、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な法律であり、令和4年6月15日に国会で成立し、**令和5年4月1日に施行予定**です。

(第1条) 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

(第3条) 基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(第5条) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(第10条) 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定(努力義務)

都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、**市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする**

→こども計画は、子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく都道府県計画・市町村計画と**一体のものとして作成することが可能**(内閣府見解)。
※国のこども大綱については、令和5年秋頃に策定予定。

(第13条) 協議及び連絡調整を行うための協議会

- 第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、**こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。**

(第13条第3項に規定する協議会とは)
→**地方版子ども・子育て会議や要保護児童対策地域協議会などの協議会を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではない**(内閣府見解)。